

者：承継するに当たり、その労働者の同意は不要。

◎承継される事業にもともと従事していた労働者が承継されない場合…その労働者は承継を求めて異議申し立てができる。

◎承継される事業にもともと従事していなかった労働者が承継される場合…その労働者は、承継に対して異議申し立てができる。

井口 今回、C食品の味噌製造部門にいらっしやったベテラン社員の方一名を部門リーダーとしてお迎えすることになりました。その社員の方の同意はいただいています。

宮下 あとは、C食品の息子さんの動向が気になる場所ですね。

井口 そもそもうちの会社と同じように、製造から販売まで手がけていらっしやったC食品の要ともいえる味噌製造部門を切り売りしてしまつたら、今後はC食品を実質経営していかれるC会長の息子さんは、大変なことは確かです。他人事ながら、C会長にはお世話になってきたので、今後のC食品の行方が気になります。ところで、業界の仲間からは、最近息子さんが新会社を設立したと聞いています。

宮下 その新会社が設立された目的にもよるもので、一概には言えませんが、債務がある会社の経営者が新会社を設立する事情として考えられることの一つに、「法人格の濫用」が挙げられます。実質的にオーナー会社の場合、社長個人の資産と会社の資産とになっていることが大半なのですが、法律上、会社組織と個人とは別物として考えられているので、このように新会社を作って、旧会社の債務を帳消しにしようとするケースが考えられます。

しかし、実際に債権者は、「法人格の否認」という法理を盾に、新会社に対して債務を支払うよう求めることができる可能性があります。つまり、C食品も息子さんが作った新会社も、実際には同じものに過ぎないことが立証されれば、新会社の独立性を否定し、新会社を含め、債務を返済する義務を免れることができなくなります。

この法理は相当に例外的で、簡単には適用されませんが、あからさまな責任逃れのケースなどには適用される可能性があります。

井口 そうですか。私の周りには、C食品に対して債権を持っている経営者が何人かいます。そのような人のためにアドバイスしていただけますか？

宮下 法人格の否認が認められるケースでは、法人格が形骸に過ぎないか、濫用されていることが立証されなければなりません。一般的には、次のそれぞれを明らかにする必要があります。

- (1) 会社の財産と個人(経営者)の財産とが混在している状態が継続していること。
- (2) 会社の業務と経営者個人の業務とが混在している状態が継続していること。
- (3) 会社と個人(経営者)の収支の区分が明確でないこと。
- (4) 会社の取締役会や株主総会などをきちんと開いていないこと。

井口 よくわかりました。C会長の義理立てはしながら、今後、C食品の動向については注意していきます。今日はどうもありがとうございました。

知的財産権制度 Q & A

(特許庁)

Q.産業財産権の情報・調査

～公開公報・特許公報の産業財産権情報からどんなことが判りますか？～

A. 「産業財産権情報」とは、発明、デザイン、商標等に関する権利情報の総称です。産業財産権情報は、「権利情報」と「技術情報」としての性格を備えておりますので、以下のようなことがわかります。

1. 他社の権利の存在 (権利情報として)
権利情報を確認せずに事業を行うと、ある日突然、特許権、商標権等の侵害で訴えられ、製造・販売の中止、製造品の廃棄、損害賠償を請求されることもあります。
これらを未然に防止するために、新しいアイデアがひらめいたとき、デザインを思いついたとき、新商品のネーミングを考えたときなど、他社の権利を調査することが重要です。
2. 技術動向の把握 (技術情報として)
とくに、特許出願された技術情報は、一定期間(出願から1年6月)経過後に次々と公開されています。この公開公報からは、最先端の技術情報が入手可能であり、重複した研究開発を避けつつ、今後開発すべき技術を考える際の参考になります。また、競業企業の技術開発動向を知る資料としても役立ちます。

